

令和7年度 競技用車いす等レンタル事業

1. 目的

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会（以下、協会）と埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下、センター）は、協会が所有する競技用車いす等を貸出することにより、障がい者の競技をはじめるきっかけ作りや、身近な地域で日常的に運動・スポーツに取り組める環境を整備することを目的とする。

2. 貸出用具

貸出用具については、次のとおりとする。

用具名	数量	備考
バスケットボール用車いす	4	
テニス用車いす	2	
陸上競技用車いす	3	S・M・L各1 ウィリーバー取り外し可能
陸上競技場 トレーニングマシン	1	
WeeGO（子供用車いす）	4	S・M各2
フレームランナー	2	XS・M各1
オプションパーツ チェストサポート	3	Size:0・1・2各1
オプションパーツ レッグセパレーター	2	小・大各1
ハンドサイクル	2	
ハンドバイク	2	子ども用・大人用各1

3. 対象者

使用者は、埼玉県に住所を有する障がいのある個人、その他協会が認めた者とする。

※使用者が18歳未満の場合及び高校生は、保護者の方等を申請者としてください。

4. 貸出の条件

- (1) 使用目的が、体育の授業や課外活動、競技をはじめるきっかけ作りや、身近な地域で日常的に運動・スポーツに取り組める環境作りであり、営利目的ではないこと。
- (2) 貸出時に、申請者もしくは使用者が使用方法に関するレクチャーを受けること。
- (3) 協会に許可なく第三者に貸与することはできない。
- (4) 貸出に必要な手続きのため、申請書の個人情報センター 認定健康増進施設と共同利用することを予めご了承ください。

5. 貸出期間・台数

- ・貸出期間は、貸出日・返却日を含めて1か月以内とする。
- ・貸出期限の延長は、2回まで可能で、1回につき1か月延長できる。
ただし、予約が既に入っている場合は延長ができません。
- ・貸出回数は、年度2回までとし、1回の貸出しにつき1台までとする。

年度1回目の貸出期間満後は、一度返却していただき、改めて申請手続きが必要となります。(年度1回目と2回目は、連続しての利用はできません。)

- ・主催事業のため、貸出しができない場合もあります。

6. 申請・決定

- ・申請書(様式1)に必要事項を記入し、協会に提出すること。用具貸出が決定した場合、協会は決定通知書(様式2)により、申請者に通知する。
- ・申請期間は、3か月前の月の初日から原則1か月前までとする。
なお、貸出期間が同一の申込みが複数あった場合は、原則として初回利用者を優先とし、先着順とする。
- ・貸出期限の延長を希望する場合は、返却日14日前から7日前までに申請してください。

7. 用具の貸出及び返却方法

貸出・返却は、用具の損傷・破損などがないか点検を行い、直接、受け渡しを行うものとする。

【貸出・返却場所】埼玉県総合リハビリテーションセンター 認定健康増進施設
上尾市西貝塚148-1

【対応時間】 平日 10:30～16:00 (受付15:30まで)

8. 費用

- ・レンタル費用は無償。ただし、運搬に係る費用については申請者の負担とする。
- ・貸出時の車いすフィッティング・取扱いレクチャーとして、センター 認定健康増進施設手数料(700円)を支払うものとする。

9. 用具の維持管理

- (1) 貸出期間中の用具の維持管理については、申請者が行うものとする。
- (2) 用具は、屋内で保管するものとする。
- (3) 貸出用具に損傷・破損・損失などが生じた場合は速やかに協会へ連絡するものとする。状況によっては、申請者に対して修繕費もしくは同等の製品を請求する場合がある。また、修繕等の対応については協会と協議のうえで行うこととする。

10. 安全管理

申請者は、使用者等の安全確保に十分配慮するものとし、貸出した用具により万一事故等が発生したときは、申請者の責任において対応するものとする。

問い合わせ、申込み先

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

Tel 048-822-1120(平日9:00-17:00) Fax 048-822-1121

E-mail 2004@sainokuni-sasa.or.jp

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内